

樹高データを特定できない場合の収穫表（材積表）の地位特定方法について

制度事務局の判断に基づき、樹高データが適用できない収穫表を用いる場合の地位特定方法を以下に定める。

- (ア) モニタリング方法ガイドラインに基づきモニタリングプロットを設定する。
- (イ) 設定したプロット内の毎木調査に基づき、立木幹材積表を用いて単位面積あたりの材積を求める。
- (ウ) 各モニタリングプロットにおける単位面積辺りの材積が、収穫予想表等に示された最下位の材積量以上であることを確認できた場合は最下位の材積量に基づく吸収量算定を行い、最下位の材積量に満たなかった場合は温室効果ガス吸収があったとはみなさない。

参照箇所

方法論等に関する FAQ（森林吸収方法論用） 2-Q2

[http://www.4cj.org/document/jver/meth\\_redu\\_faq.pdf](http://www.4cj.org/document/jver/meth_redu_faq.pdf)